

# 第 68 回国民体育大会兼第 40 回東北総合体育大会

## 山形県予選会剣道競技実施要項

1. 日 程 平成 25 年 7 月 7 日 (日) 午前 8 時 30 分 審判・監督会議  
午前 9 時 00 分 開 会
2. 会 場 新庄市体育館 (新庄市金沢 3072-2 電話 0233-22-0681)
3. 試合種目
  - (1) 成年男子の部 (年齢別個人試合)
    - ① 先鋒の部 (18 歳以上 ~ 25 歳未満)  
昭和 63 年 4 月 2 日以降~平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者
    - ② 次鋒の部 (25 歳以上 ~ 35 歳未満)  
昭和 53 年 4 月 2 日以降~昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者
    - ③ 中堅の部 (35 歳以上 ~ 45 歳未満)  
昭和 43 年 4 月 2 日以降~昭和 53 年 4 月 1 日までに生まれた者
    - ④ 副将の部 (45 歳以上 ~ 55 歳未満)  
昭和 33 年 4 月 2 日以降~昭和 43 年 4 月 1 日までに生まれた者
    - ⑤ 大将の部 (55 歳以上)  
昭和 33 年 4 月 1 日以前に生まれた者
  - (2) 成年女子の部 (年齢別個人試合)
    - ① 先鋒の部 (18 歳以上 ~30 歳未満)  
昭和 58 年 4 月 2 日以降~平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者
    - ② 中堅の部 (30 歳以上 ~ 40 歳未満)  
昭和 48 年 4 月 2 日以降~昭和 58 年 4 月 1 日までに生まれた者
    - ③ 大将の部 (40 歳以上)  
昭和 48 年 4 月 1 日以前に生まれた者
  - (3) 少年の部 (少年男子・少年女子 各団体試合)
    - ① 男女とも各校 1 チーム参加とし、選手 5 名補欠 1 名をもってチームを編成する。  
ただし、単独チームの編成が困難な場合は、他校との混成チームの編成を認めるが、その編成は県高体連剣道部の申合せに準拠するものとする。また、高体連剣道部で承認された県選抜チームは別枠とする。
    - ② 平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた者とする。(中学生以下の参加は認めない。)
4. 試合方法
  - (1) 財団法人全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則とその細則」による。
  - (2) 試合は、トーナメント方式とするが、出場者数により変更することもある。
  - (3) 組合せは大会本部において抽選を行い、決定する。
  - (4) 試合時間は、少年男女、成年女子 4 分、成年男子 5 分とする。

## 5. 参加資格及び選手の年齢基準等

### (1) 参加資格

ア 第 66 回又は第 67 回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 66 回又は第 67 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

#### (ア) 成年種別

- a 平成 24 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者

#### (イ) 少年種別

- a 平成 24 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 一家転住に係る者

イ 選手、監督の兼任は、同一種目内に限る。

ウ 前記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 参加選手は冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- (イ) 回数を同じくする大会において異なる都道府県から参加することはできない。
- (ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。なお、本大会は、主催者として出場者の保険加入はしておりません。各選手・監督者にあつては、けが・事故の防止に万全を期し試合に臨むとともに、各自の傷害保険に加入すること。また、「保険証」を必携すること。

### (2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

#### ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと

#### イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地
- (ウ) 勤務地

\* 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」「勤務地」「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成 25 年 4 月 30 日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通勤していなければならない。但し、成年種別の参加者が、属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合は、この限りでない。

\* 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とすることであるが、「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。なお、「ふるさと選手制度」の詳細については、県体育協会又は本連盟に問い合わせること。

(3) 選手の年齢基準

- ア 成年種別に参加する者は、平成7年4月1日以前に生まれた者とする。
- イ 少年種別に参加する者は、平成7年4月2日以降に生まれた者とするが、中学生以下の生徒及び児童は参加することができない。
- ウ 選手の年齢計算は、平成25年4月1日とする。

6. 参加申込
- (1) 少年の部については、所定の参加申込書(選手出場認知書を含む)2部を**山形県剣道連盟に直接送付**すること。また、参加料は別に配布する郵便払込取扱票を用いて送金すること。(6月13日 木 必着)
  - (2) 成年の部については、参加申込書2部に、参加料を添えて、各地区剣道連盟事務局(6月7日必着)をとおして山形県剣道連盟事務局(6月11日必着)に申し込むものとする。
7. 宿泊申込
- (1) 出場する監督・選手は、宿泊予納金(少年の部は除く)を添えて、所定の宿泊申込書3部を山形県剣道連盟事務局(成年の部は各地区剣連事務局)に送付すること。
  - (2) 宿泊の申し込みは実行委員会を通さなければならない。
  - (3) 宿泊申し込み人数は、監督(引率者)及び各競技団体が定める選手エントリー数を超えないこと。
8. 申込場所
- 〒990-0047 山形市旅籠町 1-13-35  
山形県剣道連盟事務局 TEL 023-625-4825
9. 参加料等
- 本大会に参加する選手・監督は、次の参加料と国体傷害保険料を納付すること。
- (1) 成年(1名) 1,500円  
参加料 1,500円(オリンピック基金250円とスポーツ振興基金100円を含む)
  - (2) 少年(1名) 1,000円  
参加料 1,000円(オリンピック基金170円とスポーツ振興基金100円を含む)
  - (3) 少年の部に出場する監督は少年扱いとする。但し、少年の監督と成年の選手を同一競技内で兼ねる場合は成年扱いとする。
10. 宿泊料金
- (1) 宿泊料金(消費税込) ~以下、暫定料金~

高校生	1泊2食(浴衣なし)	5,985円
高校生監督	1泊2食(浴衣あり)	6,615円
一般・大学生	1泊2食(浴衣あり)	7,140円
競技役員	1泊2食(浴衣あり)	7,140円
大会役員(含:付添)	1泊2食(浴衣あり)	7,980円
  - (2) 宿泊予納金 一般・大学生・役員 1人 2,000円  
但し、高校生及び高校生の監督は必要としない。
  - (3) 昼食は、弁当を630円(消費税込)で斡旋する。
  - (4) 宿泊予約を取り消す場合の宿泊取消料は次の通りとする。
    - ① 宿泊申込日より宿泊予定前日までに取り消しを申し出た場合、取消料は徴収しない。

② 宿泊予定当日の午後 3 時までに取り消しを申し出た場合、  
1 名につき 2,100 円の取消料を徴収する。

③ 宿泊予定当日の午後 3 時以降に取り消しを申し出た場合、  
1 名につき当該宿泊料金全額を取消料として徴収する。

(5) 監督以外の付添者等の宿泊料金は大会役員料金とする。また、部屋割りについて別待遇を希望する場合、または定員を満たない場合は別料金とする場合がある。

#### 11. 選手選考

(1) 本大会は、国体及び東北総体の選手選考を兼ねるものとする。

(2) 国体及び東北総体の出場選手は、他の大会の成績をも参考にして、県剣連選考委員会において決定する。

#### 12. その他

(1) 参加料及び宿泊予納金は、申込書と同時に郵便払込取扱票を用いて送金すること。

(2) 成年の部の参加申し込みは、各地区剣道連盟事務局への申込期日(6月4日必着)を厳守すること。

(3) 剣道競技実施要項に記載のないことについては、本大会総則並びに国体総則によるものとする。不明なことについては、県体協事務局又は県剣連事務局に問い合わせること。

(2) 少年の部の選手変更については、審判・監督会議前までに正式文書で県事務局に提出すること。

(5) 少年の部のオーダー表は、各チームが高体連方式に準じて準備し、大会当日提出すること。